

## 青森市環境審議会委員公募要項

### 第1 趣旨

この要項は、青森市環境審議会（以下「審議会」という。）の委員の公募に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 審議会の所掌事務

審議会は、本市の環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項について調査審議するもの。

### 第3 募集人員

募集人員は、1人とする。

### 第4 任期

任期は、委嘱の日から2年間とする。

### 第5 会議の開催

会議は、年3回程度とする。

### 第6 応募資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市に住所を有する令和8年3月1日現在で満18歳以上（高校生を除く）の者
- (2) 平日開催の会議に出席できる者
- (3) 本市の他の附属機関の委員、国・地方公共団体の議員又は常勤職員、政党の役員・職員、その他政治団体の関係者でない者

### 第7 報酬

報酬は、会議に出席した1日当たり8,700円とする。

### 第8 応募方法

応募者は、次の書類各一部を、郵送、電子メール又は持参のいずれかにより提出するものとする。

（電子メールの場合は kankyo-seisaku@city.aomori.aomori.jp へ、郵送又は持参の場合は 〒030-0801 新町一丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎3階 環境部環境政策課 へ提出するものとする。なお、提出された書類等は返却しない。）

- (1) 応募者の経歴等を記した書類（任意様式／住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、電話番号、職業、主な経歴、応募動機）
- (2) 小論文〔テーマ：良好な環境を次世代へ継承するためにすべきこと〕（任意様式／

400字程度)

#### 第9 募集期間

募集期間は、令和8年1月26日（月）から同年2月13日（金）までとする。（当日必着）

#### 第10 選考方法及び結果通知

選考は、提出された応募用紙等により、別に定める「青森市環境審議会公募委員の選考に関する基準」に基づき行うものとする。

2 選考結果は、応募者全員へ通知する。

#### 附 則

この要項は、令和7年12月25日から施行する。